

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

5月24日に開かれました閉会中の教育民生常任委員会について報告を行います。

まず、教育総務課からは、大鐸こども園建替工事につきまして、学校給食センターエアコン設置工事設計業務委託について、学校給食費について、こどもさくら公園造成工事設計業務委託の4点について報告がありました。

1つ目、大鐸こども園建設工事について、建築・電気・機械設備工事、監理業務委託を5月10日に告示して、24日に開札する。工事3件は一般競争入札、監理業務委託は指名競争入札。このうち、建築工事については、契約金額が5000万円を超える見込みのため、6月議会に諮りたいとのことでした。委員より入札制度について質問があり、執行部からは、「予定価格は事前公表である」と、答弁がありました。

2点目の学校給食センターエアコン設置工事設計業務委託について、給食センターの職場環境の改善を図る必要性から調理室に空調設備の導入を考えていると報告がありました。現在、スポットクーラー4台、大型扇風機2台を使用しているが、35度を超える室温となることもあるため、対策として壁掛け型空調機14KWを整備することにより、30度以下の温室（後ほど、訂正あり）で調理作業ができる環境にしたいとのことでした。予算提案は、6月議会で上程し、来年度当初予算で工事費を計上したいとのことでした。

3点目の学校給食費について、令和6年度は、給食数は872食、賄い材料費は同程度の見込みで、第3子以降補助金は実施期間が3カ月から1年になって672万7895円。なお、対象人数は小学生83名、中学生は46名である。

また、本年度は県地産地消補助金の利用については未定で、町負担額は527万円程度の見込みとなる。このように、おおむね500万円以上の町負担が生じている中で、給食費の徴収により材料費を賄うことを想定すると、30円以上の値上げが必要となる。本町としては、将来的には値上げをせざるを得ないとしても、ぎりぎりまで給食の質は落とさずに、かつ、給食費の値上げは避けたいと考えているが、少しでも町負担を軽減するために当面、教職員の給食負担額のみ30円の値上げをしたいと考えている。教職員の給食負担額を30円増額することにより、町負担額は年間で68万円ほど軽減される。できれば、9月から実施したいと考えているとの説明がありました。

委員より、教職員の給食費の負担増額について「やむを得ない」との意見が出される一方、「教職員の負担にするべきではない。公費で負担するべきだ」との意見も出されました。

4点目のこどもさくら公園造成工事設計業務委託については、現在、遊具やベ

ンチ等が整備されている芝生エリア 2500 m²の横側は、駐車場として利用されているバラス敷きのエリアとなっている。広さは 3400 m²ほど。こどもさくら公園の需要が高く、「狭い」との声や、トイレ整備について要望が寄せられている。

また、土庄町総合計画や立地適正化策定時のワークショップ、意見交換会において、中高生の遊び場の確保についても要望があり、老人クラブからもまちなかで集える場所がほしいとの要望がある。そうしたことから、総合計画の重点目標の一つに「こどもさくら公園の整備」を挙げ、今年度、公園の拡張整備のための造成を設計している。

なお、造成に際しては、本町の中心部がおしなべてハザードマップの浸水区域となっている現状に鑑み、粗大ごみ等の中間処理施設建設の造成工事での残土を利用し、土庄第二グラウンドと合わせて整備を行いたいと考えている。本公園の整備計画については、先般、地元の要鉄自治会、淵崎地区自治会連絡協議会に説明を行い、近日中に赤穂屋自治会にも説明する予定としているとのことでした。

委員より、「残土を処分するためのかさ上げ工事（残土ありき）になってはならない」との意見があり、町長から「以前は残土が余っていたが、今は足りない状況にある」と、答弁がありました。

また、委員より「盛り土して 3m にすると、仮に津波や高潮が来たときに、海水の中にポッカリ浮かんだ島みたいになるのではないかと。専門家と相談しながらやるという話だったと思うが、どうなったのか」という質問がありました。執行部からは、「測量設計業務委託のときにお願ひする」と答弁がありました。

また、委員より、「防災公園という限り、公園がどのような防災機能を持つのか定義を明確にするべきだ」との意見が出されました。

健康福祉課からは、価格高騰重点支援給付金（低所得者支援分）事業についてと、知的障がい者グループホームについての 2 点について報告がありました。

1 点目は、価格高騰重点支援給付金事業について説明がありました。所得税・住民税の定額減税を実施するにあたって、所得水準によって定額減税の対象にならない方々に給付金を支給する事業であり、その内容について説明がありました。対象は 6 月 3 日時点で、土庄町に住民記録台帳に住所を置き、6 年度の町民税が非課税である世帯または、6 年度の町民税が均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯が対象となる。ただし、5 年度の事業として給付金を受給した世帯、未提出の世帯は対象外となる。

なお、それらの世帯に 18 歳以下の子どもがいる場合は、加算給付金になるとのことでした。

対象世帯数は、①非課税世帯が 270 世帯、②均等割世帯が 100 世帯、③こども加算は 47 名（24 世帯）を見込んでいるとのことでした。

給付額は、1世帯10万円、こども加算として子ども1名につき5万円の加算になります。

給付の流れについては、町が今回対象となる方の口座情報をつかんでいないため、確認書を送付し、本人確認や口座情報を添付して、申請していただくことになるとのことでした。

事業開始は、6月議会で補正予算を計上し、可決すれば7月中旬には確認書を発送できると考えているとのことでした。

提出・申請期限については10月31日を予定。「財源」は、全額、臨時交付金を充当する予定とのことでした。

2点目は、知的障がい者グループホームについて報告がありました。

知的障がい者グループホームとは、障害のある方の親御さんが高齢や病気になったりして養育できなくなった場合に生活する場所となります。基本的には、会社の寮みたいなもので、各個人の部屋があり、トイレ・風呂・食堂は共同となる施設です。

小豆地区には、平成26年に小豆島町二面地区に開設しており、定員5名となっております。開設当時より5室では少ないということで、増室の要望がありました。

町として、小学校廃校跡などの町有遊休地を提案しておりましたが、決定に至らず、その後、ひまわり福祉会本部の大規模改修工事などの都合もあり、協議ができずにきましたが、令和4年度にひまわり福祉会から新たなグループホーム建設について協議依頼があり、両町とひまわり福祉会とで協議を再開し、今回、その建設場所が決定したため、報告するとのことでした。

場所は、土庄町湊崎の小豆島老人ホーム多目的広場の一部となる。地権者は、小豆広域行政組合。建設は、ひまわり福祉会が施工し、両町で建設費用を補助する予定とのことでした。この多目的広場は、小豆島老人ホーム建設当時から湊崎自治会老人クラブのゲートボール場として使用されてきたが、現在ゲートボールからグランドゴルフになり、別の場所を使用していることから、老人ホームの臨時駐車場として年に数回使用している状態になっているとのことで、土地の使用に対し、小豆広域とも協議し、特に今後の使用計画もないため、地元自治会役員ならびに近隣住民への説明を2回行い、特段、反対意見もなかったとのことでした。

また、近隣住民の子どもの遊び場となっている点について、今回の利用が土地半分ということで、遊び場も確保できるので、支障がないとのことでした。

今後は、ひまわり福祉会が小豆広域、地元自治会、両町と事業計画を協議調整しながら進めていく。

部屋数は、グループホーム7室、短期入所2室、緊急用1室の合計10室を予

定している。手続きは、本年 7 月ごろ、国の補助金を受けるため、ひまわり福祉会が県のほうに補助金交付希望調査を提出し、また、小豆広域議会で土地の無償貸付に関する承認を求め、その後、県の審査会で認められれば、本年 12 月ごろ、国に対し協議書を提出、令和 7 年 7 月ごろ、国から内示をもらえれば、ひまわり福祉会が工事に着手し、順当にいけば令和 8 年 7 月ごろ開設できるものと考えているとのことでした。

住民環境課からは、本年度のカーボンニュートラルに向けた取り組みについて説明がありました。

本年度、土庄町は令和 3 年 3 月に策定した地球温暖化対策実行計画を見直す予定としている。その理由として、この計画は、区域施策編と事務事業編に分かれているが、区域施策編は、令和 3 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」と大きく乖離していること。また、2030 年温室効果ガス削減目標 46%を達成するためには、現行計画の推計方法を見直すとともに、新たな再生可能エネルギーの導入等を検討し、計画に位置付ける必要がある。一方、事務事業編は、地方公共団体が、令和 3 年 10 月に閣議決定された政府実行計画に準じた取り組み、例として公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車の電動化、LED 照明の導入等の実施についても検討し、計画に位置付ける必要があるとのことでした。

なお、令和 5 年度に本町で実施した「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査」の結果は、事業年度終了後、遅くとも 2 年以内に事務事業編に反映させる必要があるとのことでした。区域施策編に改定期限はないが、計画策定に係る補助金の申請期限は 7 年度末までとなっており、事務事業編については、2 年以内に改定する必要があるため、7 年度末までになるとのことでした。補助金については、区域施策編には 4 分の 3 の国庫補助があるが、事務事業編については補助金の交付はないとの説明がありました。

次に、カーボンニュートラルに向けた推進体制の構築については、2050 年カーボンニュートラルに向け、現行の土庄町地球温暖化対策実行計画を改定するにあたり、推進体制を構築するとのことでした。

1 つ目は、区域施策編の改定にあたって、有識者、地域の関係者、各種事業者等からなる土庄町地球温暖化対策実行計画策定委員会を設置するとのことでした。

策定委員会では、2050 年カーボンニュートラル推進に向けた協議を行うほか、カーボンニュートラルの推進を通じて、産業、暮らし、交通等あらゆる分野の地域課題の解決に向けた施策の検討を行う予定としている。

2 つ目は、事務事業編の改定にあたって、庁内部署間の情報共有、連携等が欠かせないため、プロジェクトチームを新設し、部署横断的な推進体制を構築する。

町が率先して、政府実行計画に準じた取り組みを実践することで、脱炭素の推

進が民間企業、住民等地域に拡大していく「脱炭素ドミノ」が期待されるとの説明がありました。

次に、PPA（電力販売契約）による太陽光発電設備導入の推進について、政府実行計画では、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」となっており、土庄町では、令和5年度に環境省の補助金を活用した「導入調査支援事業」を実施し、太陽光発電設備の新設または増設が可能な13施設において、PPAによる太陽光発電設備の導入を検討している。しかしながら、PPAによる太陽光発電設備導入に関しては、メリット、デメリットもあることから、町としては、他市町の先進事例を参考にしながら引き続き慎重に進めていきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、「以前に町が示した13カ所は確定なのか」という質問については、「PPA業者の判断によるが、耐用年数がないような施設も含まれているため、実際にはもっと減ると思う」と、答弁がありました。

また、「何箇所以上という箇所数の縛りはあるのか」との質問には、「ない」との答弁がありました。「業者の損益分岐点はどこになるのか」との質問に対しては、「明確には把握していない」との答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

1点、言い間違いがありましたので訂正いたします。

学校給食センターのエアコン設置のところですね、30度以下の室温で調理作業ができる環境にしたいという説明があつたんですが、その部分で私が30度以下の温室というふうに今、述べたということです、室温の間違いだということで訂正したいと思います。

以上で、報告を終わります。